2.1.2.4.　下部脚部インパクタの静止せん断検定試験においては、インパクタは、図４のとおり、発泡材の表皮は使用せず、脛骨が留め具で固定された状態で固定水平面に搭載し、金属チューブを大腿骨に接続し、膝関節の中心から2,000㎜の点で固定することとする。
　膝関節の中心から50㎜の位置で大腿骨に水平方向の負荷力を加え、膝せん断変位の結果を記録するものとする。負荷は、膝せん断変位が7.0㎜を超えるまでの間又は負荷力が6.0kNを超えるまでの間、膝のせん断変位の増加率が、0.1から20㎜／ｓになるように加えるものとする。
2.1.2.5.　インパクタが2.1.2.4.に従ってせん断負荷が加えられているとき、負荷力とせん断変位の関係は、図５に示されている閾値以内でなければならない。

図４　下部脚部インパクタの静止せん断検定試験の設定

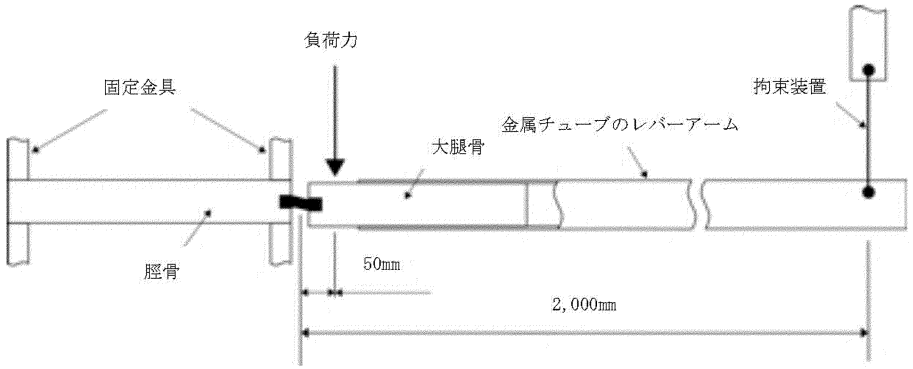
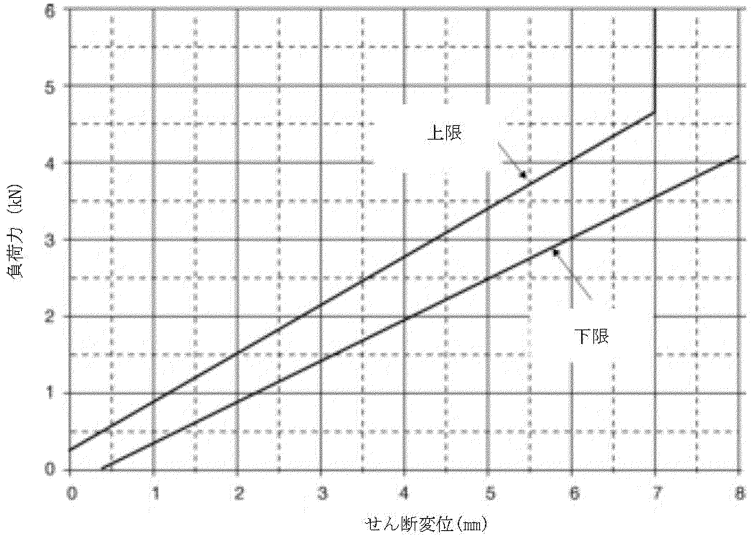


図５　下部脚部インパクタの静止せん断検定試験における負荷力とせん断変位の関係



2.1.3.　動的検定試験
2.1.3.1.　検定
2.1.3.1.1.　試験インパクタ用の発泡材製の肉部は、インパクタを試験用に取り出す前に、35±10%の湿度及び20±２℃の温度に管理された保管場所に少なくとも４時間保管しなければならない。検定中の試験インパクタの温度は、20±２℃でなければならない。
2.1.3.1.2.　検定中、検定試験に使用する試験施設は、10から70%の湿度及び20±４℃の温度であるものとする。
2.1.3.1.3.　各検定は、検定予定のインパクタが管理された保管場所から取り出されたときから２時間以内に終了するものとする。
2.1.3.1.4.　検定中、検定場所の湿度及び温度を測定し、検定報告書に記録することとする。
2.1.3.2.　試験手順
2.1.3.2.1.　インパクタは、図６のとおり、発泡材の表皮で覆った状態で、1.5±0.2㎜の直径、2,000㎜以上の長さの３本のワイヤロープで水平状態に吊り下げることとし、その縦方向軸は±0.5°の公差で水平であり、かつ、検定用インパクタの移動方向に±２°の公差で垂直であるものとする。インパクタは、膝関節が正しく動作するよう、±２°の公差でその縦方向軸の方向を決定するものとする。

図６　下部脚部インパクタ動的検定試験の設定（側面図（上）、上面図（下））

